

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）</p> <p>第十六条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、財務諸表等規則第八条の十八第三項第二号から第四号までに掲げる企業結合において、同項第二号から第四号までに定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。</p> <p>（純資産の分類）</p> <p>第四十八条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。</p> <p>（株式引受権の表示）</p> <p>第五十条の二 財務諸表等規則第六十七条の二の規定は、株式引受権について準用する。</p>	<p>（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、財務諸表等規則第八条の十八第三項第二号又は第三号に掲げる企業結合において、同項第二号又は第三号に定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。</p> <p>（純資産の分類）</p> <p>第四十八条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。</p> <p>「条を加える。」</p>

様式第二号

【四半期貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度 (年 月 日)	当第 四半期会計期間 (年 月 日)
[略]		
純資産の部		
[略]		
評価・換算差額等		
[略]		
評価・換算差額等合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
[略]		
[略]		
[略]		

様式第二号

【四半期貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度 (年 月 日)	当第 四半期会計期間 (年 月 日)
[同左]		
純資産の部		
[同左]		
評価・換算差額等		
[同左]		
評価・換算差額等合計	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		

備考 表中の [] の記載は注記による。